

沖縄事業再生

3月理事会・勉強会のご案内 (第79回)

2017年2月17日
沖縄事業再生研究会
代表理事 竹下勇夫、与世田兼稔

場 所：沖縄振興開発金融公庫 5階会議室
日 時：2017年3月15日(水) 18:00~20:00

(理事会) 18:00~18:10

1. 会員入会申込者の承認について
2. その他

(勉強会) 18:10~20:00

【テーマ】

514億円の債務を負って破産した不誠実な経営者の末路

講 師： 中島弘雅氏 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【講演等の概要】

今回は、514億円もの多額の債務を負って破産した、ある企業グループの経営者の破産事件を素材として、その者が、破産前はもちろんのこと破産手続遂行中も、不誠実な行動・対応をし続けたような場合、破産法は、そうした破産者に対し、どのような態度で臨んでいるかを、改めて考えてみたいと思う。

個人債務者が破産すると、破産者が破産手続開始時に有していた財産(日本国内にあるかどうかは問わない)は、原則として、破産財団を構成し(破34条1項)、破産財団帰属財産の管理処分権は、管財人に専属する(破78条)。しかし、破産手続が終結すると、破産者は管理処分権を回復し、破産管財人の管理処分権は消滅すると解されている。

しかし、破産者が、破産手続の進行に極めて非協力的で、破産法上、破産者に課された様々な説明義務や重要財産開示義務(破40条・41条)等を果たさず、免責不許可決定を受けていたような場合であっても、破産手続終結決定がなされると、残余財産について、破産者の財産管理処分権は一律に回復するのであるか。それとも、財産管理処分権が回復しない場合があるのであろうか。

報告者が、かかる問題に関心をもつに至ったのは、破産法上の重大な義務違反を理由に免責不許可となった元破産者が、破産管財人にその存在を知らせていなかった(破産手続開始前に原因がある)損害賠償請求権を、破産手続終結後に行使して訴えを提起してきた場合に、元破産者が当該請求権を行使できるか否かが争点となった(カナダの州裁判所に係属した)事件に関して、当該事件の被告側代理人から、意見を求められたのがきっかけである。今回は、この事件を素材に、破産法の問題についてお話したい。

【講師ご紹介】

1954年3月10日、兵庫県生まれ。2004年4月より現職。民事手続法専攻。

(紹介者：沖縄国際大学准教授 上江洲純子氏)

※ご出欠連絡については、諸準備の都合上、本メール返信にて3月7日(火)までお願いいたします。

沖縄事業再生研究会(事務局)
日本公認会計士協会沖縄会
E-mail: okinawa@sec.jicpa.or.jp
k.yamanoha@sec.jicpa.or.jp

Tel 951-1820 Fax 951-1833
(担当：山入端)